

枚方市議会規則第 1 号

枚方市議会会議規則の一部を改正する規則

枚方市議会会議規則（昭和42年枚方市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第88条の次に次の1条を加える。

（オンラインを活用した会議の出席）

第88条の2 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）第15条の2第2項の規定による委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の会議に出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）は前条第1項、第90条、第93条、第101条第1項、第112条第2項、第124条第2項及び第130条の出席委員とする。

第120条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会における互選）

第120条の2 第119条及び前条の規定にかかわらず、オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選は、指名推選の方法でのみ行うことができる。

2 前項の場合において、会議室にいない委員は、選挙に加わることができない。ただし、オンラインにより可否の確認ができる状態にあるオンライン出席委員にあつては、この限りでない。

3 第1項に規定する指名推選の方法については、第25条及び第32条の規定を準用する。

第122条中「表決の際」の次に「、」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインにより可否の確認ができる状態にあるオンライン出席委員にあつては、この限りでない。

第130条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会における表決の方法）

第130条の2 第124条から第128条まで及び前条の規定にかかわらず、オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 [令和4年3月8日公布]

この規則は、公布の日から施行する。